

鹿児島県医師会 災害医療救護活動マニュアル

令和4年12月

公益社団法人 鹿児島県医師会

目 次

I. 本マニュアルの目的	1
II. 災害対応の基本的戦略	2
III. 本マニュアルと行政支援構造との関係	3
IV. 災害医療救護に対する役割と基本方針	4
1. 鹿児島県医師会の役割と基本方針	
2. 鹿児島県医師会が事前に確保すべき事項	
V. 具体的行動	5
1. 鹿児島県医師会災害対策本部の設置	
2. 各自の具体的な行動	
○会長の行動	
○担当副会長の行動	
○担当理事の行動	
○災害担当課職員の行動	
○事務局の行動	
3. 受援側郡市医師会に確認・要請する事項	
4. 応援側郡市医師会に確認・要請する事項	
VI. 災害医療の基礎知識	13
VII. 参考資料	14
1. 連絡先一覧	
2. 共通状況図 (Common Operational Picture)	
3. 災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例	

I. 本マニュアルの目的

このマニュアルは、自然災害や人為的事故等により大規模な被害が発生した際に、鹿児島県医師会災害医療救護計画に基づき、鹿児島県医師会並びに郡市医師会が、災害医療対応を発災直後から、自動的かつ組織的に開始できることを目的とする。

鹿児島県医師会では、質の高い災害医療体制構築を目指して、行政体制構築に協力するとともに、それを補完する体制を医師会として構築する。

本マニュアルは、

どんな時に	鹿児島県で甚大な広域災害が発生した場合に
誰が	鹿児島県医師会並びに郡市医師会が、
何を	災害医療対応を
どんなふうに	発災直後から自動的かつシステマティックに開始できる

ように、作成したものである。

特に、DMATや日本赤十字社が到着する前の段階(下図の郡市医師会部分)について、活動を具体的に示したものである。

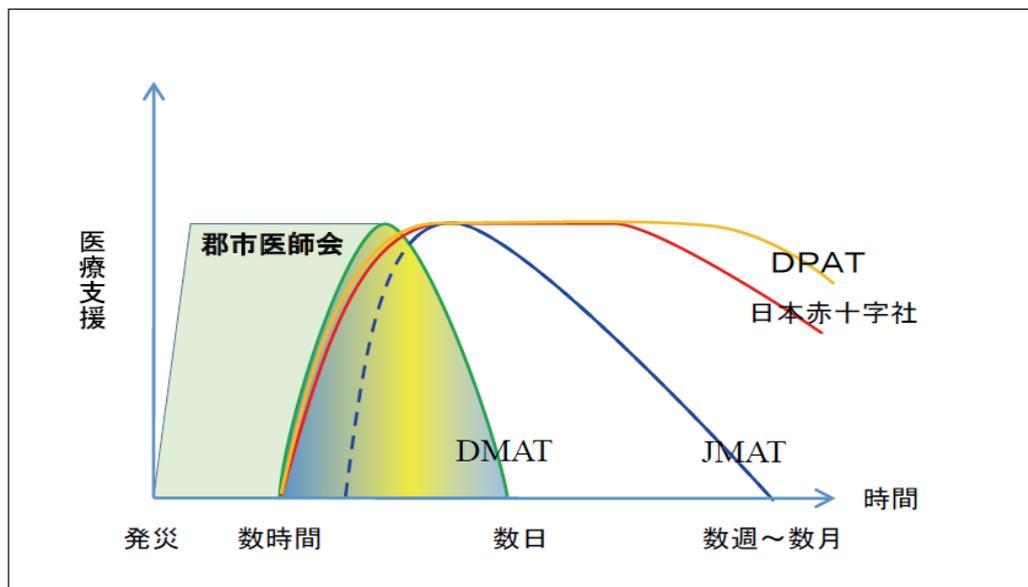


図1. 災害医療支援チームの活動時期

II. 災害対応の基本的戦略

災害が発生し、被災地医療を支援する必要がある場合に行うことは以下の4つである。

- (1) 被災地の医療需要を把握する
- (2) 被災地の医療供給能力を把握する
- (3) 応援側の医療資源情報を集める
- (4) 被災地への医療支援方法を最適化する
 - ・ J M A T を被災地へ派遣
 - ・ 傷病者を被災地外へ搬出

災害医療に関与する者はあらゆる方法を用いて、これら4つを実施するべくお互いに協力しなければならない。具体的には災害発生直後から郡市医師会が活動を開始し、DMAT や日本赤十字社を始めとする災害医療支援チームが着いた段階で連続的かつ相補的な活動ができるようにしておくべきである。

最終段階である医療支援方法が最適化されるためには、刻々と変化していく被災地の医療需要と応援側の供給状況を、互いに連絡して共有する共通状況図 (Common Operational Picture) を事前に作成しておくことが有効である。鹿児島県医師会の災害医療対応時のCOPを以下に示す。

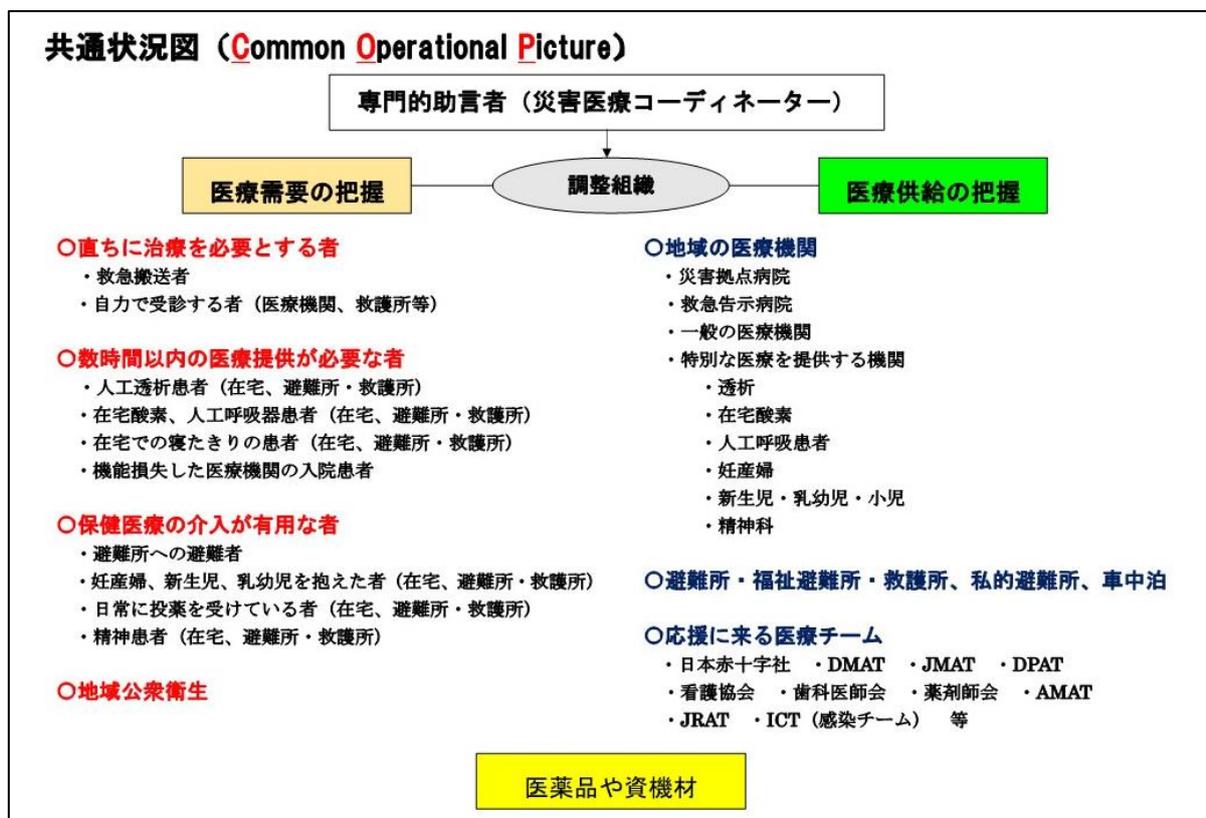


図2. 共通状況図 (Common Operational Picture)

Ⅲ. 本マニュアルと行政支援構造との関係

災害対応は、県地域防災計画に基づく活動である。その基本は「身体・生命、財産を守る」ことにあり、「身体・生命」を直接守る任を担う医療は極めて重要である。災害が発生した場合、その医療活動は、行政、民間という区別ではなく『医師』としてのプロフェッショナルリズムによって成されることを考えれば、医師会が行政活動について、その専門部門を担い、行政組織と緊密に連携しながら災害医療の効率的運用を図ることが有用である。

平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、国は、都道府県の役割として、被災都道府県は、大規模災害が発生した場合には、速やかに都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動（以下、「保健医療活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うこととしている。

本マニュアルは、県内で災害が発生した際に、郡市医師会が災害医療に協力する際に、効率的運用ができるよう、被災地となった医師会会員の具体的動き、及び医療供給側となる応援地医師会の情報収集体制並びに、鹿児島県医師会の対応について示したものである。

鹿児島県医師会災害医療救護体制

災害医療救護対策本部の設置（鹿児島県医師会災害医療救護計画）

1) 本県で災害が発生した場合

- ① 県内に重大な災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められたとき
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき
- ③ 県内に特別警報が発表されたとき

2) 本県以外で災害が発生した場合

- ① 自然災害や人為災害により、甚大な被害が発生し、広域的な医療災害支援が必要と思われるとき
- ② 九州医師会連合会災害時医療救護協定書に基づく医療救護の要請があったとき
- ③ 日本医師会より、JMAT 鹿児島島の派遣準備の要請があったとき

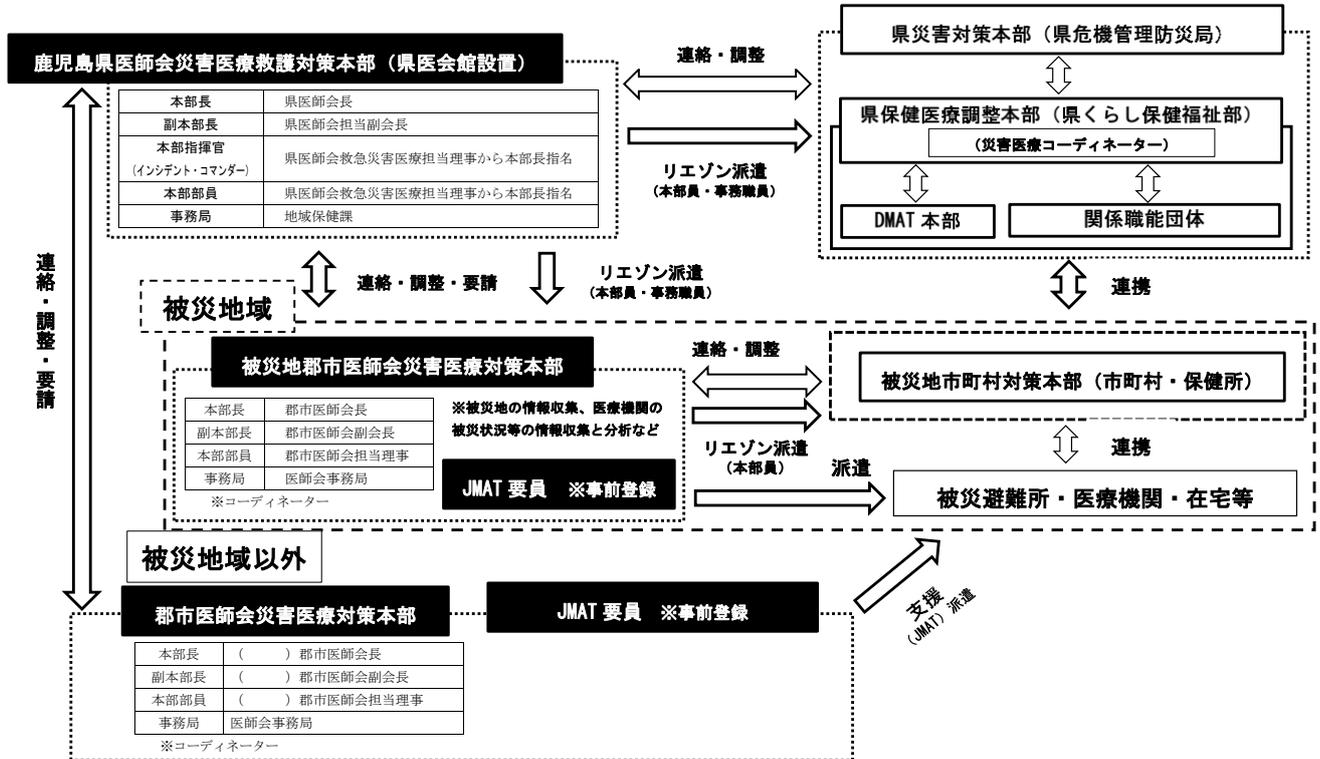


図 3. 鹿児島県医師会災害医療救護体制図

IV. 災害医療救護に対する役割と基本方針

1. 鹿児島県医師会の役割と基本方針

- 1) 役職員（家族等を含む）安否確認と安全を確保する
- 2) 県医師会災害医療救護対策本部（以下、「県医災害対策本部」という。）を設置する
- 3) 被災地郡市医師会を支援する
- 4) 県保健医療調整本部を支援する
- 5) COP（共通状況図）に基づく情報収集をする
- 6) 会員医療機関に対する広域災害救急医療情報システム（以下、「EMIS」という）の入力を勧奨する（有事のみならず、平時から基本情報の入力・更新を行う）
- 7) 各郡市医師会から J M A T 鹿児島の派遣調整に資する情報を収集・調整し、県保健医療調整本部に提供する
- 8) 県保健医療調整本部からの指示を各郡市医師会に伝える
- 9) 日本医師会や九州医師会連合会、四師会等の災害協定締結団体からの指示調整する

2. 鹿児島県医師会が事前に確保すべき事項

- 1) 役職員の連絡体制の確立〔災害発生時（時間外を含む）〕
- 2) 災害時の関係機関紹介先（コンタクトリスト）を作成する
- 3) 災害時に対応する行政部署との連携、県保健医療調整本部の場所の設定
- 4) COP（共通状況図）に基づき情報を集めるシステム
- 5) 災害時要援護者支援に関する団体との連携体制
- 6) 県地域防災計画の把握
- 7) 県医師会災害医療救護計画、本マニュアル、J M A T 鹿児島要綱の把握
- 8) J M A T 編成の準備（登録）
- 9) 日医・九州医師会連合会との連絡体制の確保
- 10) 医療資機材・薬剤の調達方法
- 11) 県医災害対策本部の運営にかかる資機材の準備
- 12) 訓練

V. 具体的行動

1. 鹿児島県医師会災害医療救護対策本部の設置

県医災害対策本部の内容を以下に示す

- 1) 参集基準 (いつ)
- 2) 参集場所 (どこに)
- 3) 組織 (誰が、何を、どのように)

1) 参集基準 (いつ)

○本県で災害が発生した場合に、災害対策本部長は、災害時における県医師会の行動基準により、情報連絡体制の確立又は災害対策本部を設置する。

(1) 情報連絡体制

- ① 県内の各種の気象警報が発令されたとき (第1 配備)
- ② 県内に小規模な災害が発生、又は各種の気象警報が発令され、災害の発生が予想されるとき (第2 配備)

(2) 災害対策本部体制

- ① 県内に重大な災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められたとき
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき
- ③ 県内に特別警報が発表されたとき

○本県以外で災害が発生した場合に、災害対策本部長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部体制

- ① 自然災害や人為災害により、甚大な被害が発生し、広域的な医療災害支援が必要と思われるとき
- ② 九医連災害時医療救護協定書に基づく医療救護の要請があったとき
- ③ 日本医師会より、JMA Tの派遣準備の要請があったとき

配備体制		配備	参集対象者
情報連絡体制		第 1	地域保健課
		第 2	地域保健課 (必要に応じて、救急災害医療担当理事)
災害対策本部体制	県内	第 1 ~ 2	会長、担当副会長、救急災害医療担当理事 地域保健課及び管理職
		第 3 ~ 4	会長、担当副会長、救急災害医療担当理事、 全役員、全事務局職員
	県外		会長、担当副会長、救急災害医療担当理事 地域保健課及び管理職

図 4. 鹿児島県医師会災害医療対策配備基準 ※簡易版

2) 参集場所（どこに）

県医師会館 2階会議室に、県医災害対策本部を設置する。県医師会館自体が被災し、県医師会館内に県医災害対策本部の設置が不可能な場合は、県医師会長が設置場所を選定し、これを設置する。

3) 組織（誰が、何を、どのように）

(1) 県医師会災害対策本部の構成

県医災害対策本部は、本部長、副本部長、本部指揮官（インシデント・コマンダー）、実行部門、総務部門、復興支援部門、現地調整部門（以下、「4実務部門」という）で構成する。

- ①本部長は、県医師会長が務める
- ②本部長は、県医師会副会長を副本部長に指名する
- ③本部長は、インシデント・コマンダー（本部指揮官）に、県医師会救急災害医療担当理事もしくは災害医療コーディネーター等の中から指名する
- ④4実務部門は、執務可能な役員及び事務局職員で構成し、本部長は、役員及び事務局長の中から各部門の部長を指名する
- ⑤本部長は、現地調整部門を被災地医師会等及び県保健医療調整本部に派遣する

役 職		定員	構成員の候補者
本部長		1名	会長
副本部長		1名	担当副会長
本部指揮官 (インシデント・コマンダー)		1名	救急災害医療担当理事
部員（部門長）		4名	上記以外の本会役員
現地調整部門	県本部	3名	事務局職員等
	被災地	2名	事務局職員等

図5. 鹿児島県医師会災害医療救護対策本部の組織構成員の候補者

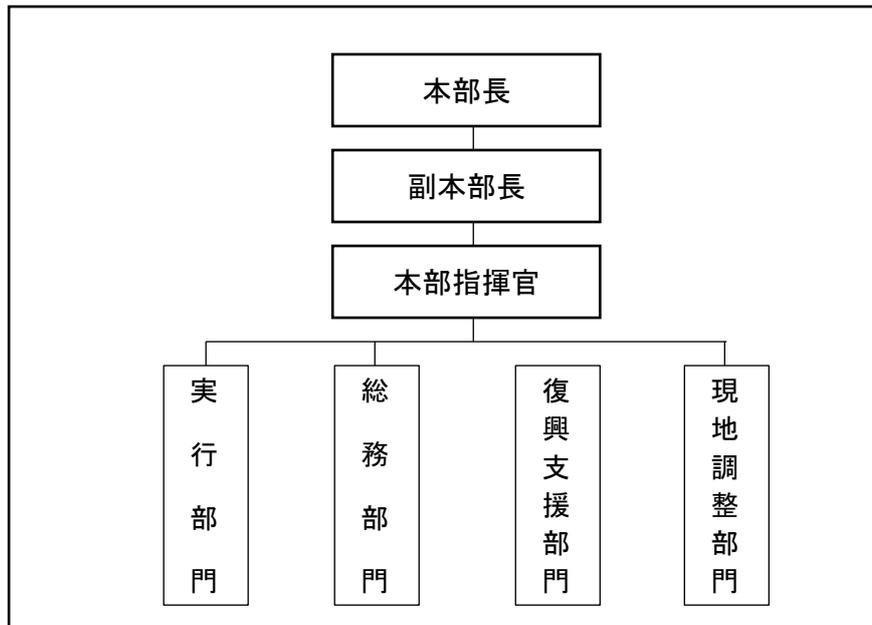


図6. 鹿児島県医師会災害医療救護対策本部組織図

(2) 県医師会災害医療救護対策本部の任務（何を）

- ①本部長は、県医災害対策本部を総括し、災害対策本部会議（以下、「本部会議」という。）を開催し、支援方針を決定する。
- ②副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の時は、その職務を代行する。副本部長が不在の時は、本部長が指名した者が、その職務を代行する。
- ③本部指揮官（インシデント・コマンダー）は、本部会議の支援方針に基づき、4実務部門の指揮し、命令系統を確立する。また災害医療支援にかかる情報を本部長並びに副本部長へ報告する。
- ④実務部門は、本部指揮官（インシデント・コマンダー）の指揮下で、関係機関等と連携を図りながら災害医療支援及び地域医療の復興に向けた次の実務を担う。

実行部門

- ・ 県医災害対策本部及び本部会議の運営
- ・ 4実務部門との連絡調整
- ・ COPに基づく医療需要と供給の把握
- ・ 県保健医療調整本部との連絡調整
- ・ 活動全体の記録
- ・ 日医・九医連幹事医師会等との連絡調整 等

総務部門

- ・ 役職員の安全確保と健康管理（食糧、寝具等を含む）
- ・ JMA Tの宿泊、交通手段、携行品等の確保
- ・ 訪問者の受付業務
- ・ 資金管理
- ・ 外部広報機関（マスメディア等）の対応 等

復興支援部門

- ・ J M A T 要員の募集
- ・ J M A T 登録、派遣計画の策定
- ・ J M A T 活動の状況の把握等
- ・ 県医師会災害掲示板等の情報共有ツールの立ち上げと管理 等

現地調整部門

- ・ 県保健医療調整本部及び現地災害対策本部等への派遣
- ・ 県医災害対策本部との連絡調整
- ・ 被災地医師会の支援
- ・ 現地災害対策本部（J M A T 活動含む）の事務的調整業務 等

2. 各自の具体的な行動

○鹿児島県医師会 会長 の行動 ⇒ 県医師会館の統括

- ① 県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）の通知に応じ、自身と家族の安全を確保し、状況を入力する
- ② 県医師会行動基準を確認し、参集基準に該当する場合には、安全を確保した上で県医師会館に行く
- ③ 机から COP（共通状況図）を出す
- ④ COP に関する情報について、現状の災害医療需要と供給の全体像を把握する
- ⑥ 県医災害対策本部を立ち上げ、副本部長、本部指揮官（インシデント・コマンダー）、4 部門の部長、現地派遣者（先遣 J M A T）、県保健医療調整本部派遣者を指名する

- ・ 副本部長 _____
- ・ 本部指揮官（インシデント・コマンダー） _____
- ・ 実行部門長 _____
- ・ 総務部門長 _____
- ・ 復興支援部門長 _____
- ・ 現地調整部門長 _____
- ・ 現地派遣者（先遣 J M A T） _____
- ・ 県保健医療調整本部派遣者 _____

- ⑦ 災害医療の包括的対応・指示を行う
- ⑧ 災害医療支援活動の終結の判断を行う

○鹿児島県医師会 **副会長** の行動 ⇒ 県医師会館の統括

- ①県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）の通知に応じ、自身と家族の安全を確保し、状況を入力する
- ②県医師会行動基準を確認し、参集基準に該当する場合には、安全を確保した上で、県医師会館に行く
- ③机から COP（共通状況図）を出す
- ④COP に関する情報から現状の災害医療需要と供給の全体像を把握する
- ⑤本部指揮官（インシデント・コマンダー）及び4実務部門に災害医療支援及び地域医療の支援に向けた実務を指示する

○鹿児島県医師会 **担当理事** の行動 ⇒ 災害医療対策の一部となる

- ①県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）の通知に応じ、自身と家族の安全を確保し、状況を入力する
- ②県医師会行動基準を確認し、参集基準に該当する場合には、安全を確保した上で、県医師会館に行く
- ③机から COP（共通状況図）を出す
- ④COP に関する情報から現状の災害医療需要と供給の全体像を把握する
- ⑤4実務部門を構成し、本部会議の支援方針に基づき指揮し、命令系統を確立する
- ⑥災害医療支援にかかる情報を本部長並びに副本部長へ報告する

※本部指揮官（インシデント・コマンダー）に指名された場合

- ⑤本部会議の支援方針に基づき4実務部門を指揮し、命令系統を確立する。
- ⑥災害医療支援にかかる情報を本部長並びに副本部長へ報告する

○鹿児島県医師会 **災害担当課職員** の行動 ⇒ 災害医療対策の一部となる

- ①県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）の通知に応じ、自身と家族の安全を確保し、状況を入力する
- ②所属課長は会長並びに事務局長へ現状を報告する
- ③県医師会行動基準を確認し、参集基準に該当する場合には、安全を確保した上で、県医師会館に行く
- ④参集基準に基づき、情報連絡体制（第1～2配備）を整備する
- ⑤参集基準に基づき、県医災害対策本部が立ち上がる場合には初期段階を支援する
- ⑥本部指揮官（インシデント・コマンダー）の指示を受け、県医災害対策本部の任務に従事する

○鹿児島県医師会 **事務局** の行動 ⇒ 災害医療対策の一部となる

- ①県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）の通知に応じ、自身と家族の安全を確保し、状況を入力する
- ②県医師会行動基準を確認し、参集基準に該当する場合には、安全を確保した上で、県医師会館に行く
- ③本部指揮官（インシデント・コマンダー）の指示を受け、県医災害対策本部の任務に従事する
- ④県医師会の事業継続に努める

3. 受援側郡市医師会に確認・要請する事項

県医師会は、災害発生時には、被災地郡市医師会に対して次の事項を確認・要請する

- 県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）による会長・事務局長の安否確認
- その他役職員の安否確認
- 郡市医師会館の被災状況（ライフラインを含む）
- 地域の被災状況（ライフラインを含む）
- EMIS 登録医療機関に対する入力勧奨
- 医療需要の把握（**COP 赤枠**の項目）

※次頁の被災確認様式（FAX 用）を使用

EMIS 登録医療機関の状況は、EMIS で随時確認する

- 郡市医師会への支援の有無
- 現地災害対策本部設置の有無
- 災害担当役員及び現地災害対策本部のコンタクトリスト
- J M A T 派遣の必要性の有無

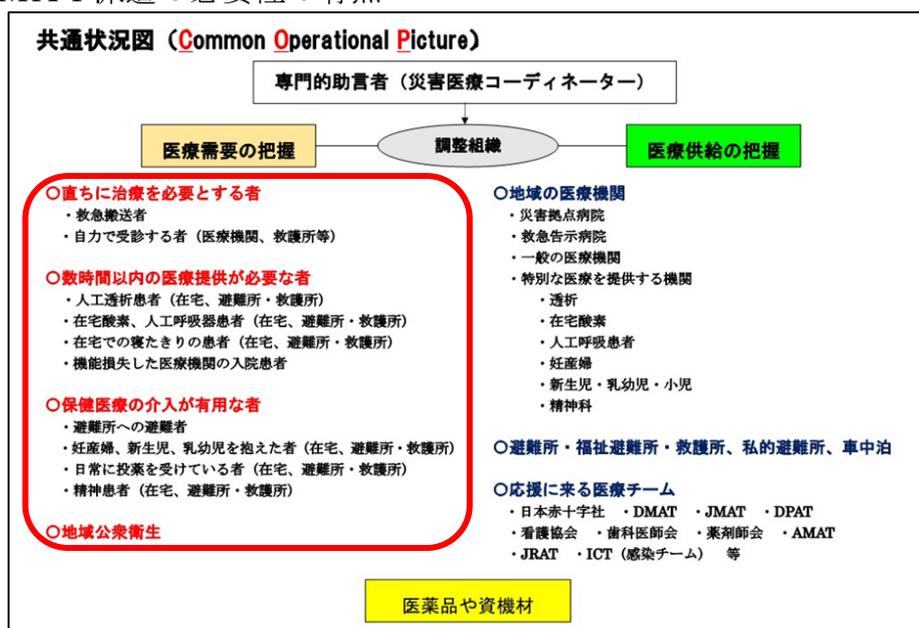


図7. 被災地側の共通状況図

《被災状況確認様式》

各郡市医師会 宛 (FAX:)

〇〇〇における被害状況について(回答)

医療機関名: _____

担当者氏名: _____

連絡先(携帯): _____

【被害状況について】

○被害 有 無

○建物倒壊・倒壊の恐れ 有 無

○建物の被害
具体的にご記入下さい

○医療機能の維持 可 不可

○医師出勤状況 有 無

○ライフライン・サプライ状況

・電気使用 可 不可

・水使用 可 不可

・電話／FAX使用 可 不可

・インターネット使用 可 不可

・医療ガス使用 可 不可

・医薬品・衛生資機材使用 可 不可

○患者(付き添い者)の怪我等 有 無

(有の場合: 人, 状況:)

○職員の怪我等 有 無

(有の場合: 人, 状況:)

○医療機関機能の維持(※該当医療機関のみ)

・手術 可 不可

・人工透析 可 不可

※その他の被害状況について、具体的にご記入ください。

※医療的・物的支援の有無について

・医療的支援 要 不要

(要の場合の内容:)

・物的支援 要 不要

(要の場合の内容:)

4. 応援側都市医師会に確認・要請する事項

- 県医師会緊急連絡網・安否確認サービス（オクレンジャー）による会長・事務局長の安否確認
- その他役職員の安否確認
- 郡市医師会館の被災状況（ライフラインを含む）
- 地域の被災状況（ライフラインを含む）
- EMIS 登録医療機関に対する入力勧奨
- 医療供給の把握（COP 青枠の項目）の確認
- JMAT 鹿児島派遣の調整

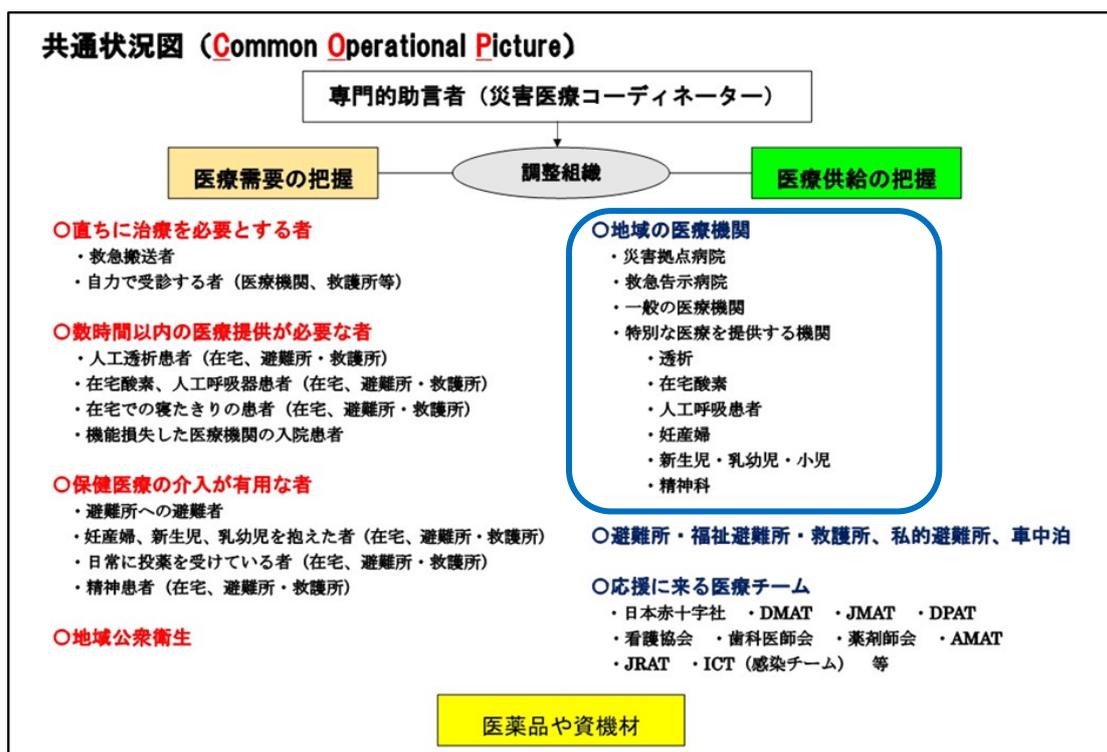


図8. 応援側の共通状況図

VI. 災害医療の基礎知識

○避難所

自治体の地域防災計画に基づいて設置されている避難施設

○福祉避難所

主として高齢者、障害者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者（介護や福祉サービスが必要な者）のための避難施設

参考：福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf

○救護所

多数の負傷者が一度に発生した場合や、医療機関が多数被災し十分機能しないと判断した場合等に、市町村により設置される臨時の医療施設

○災害医療支援チームの基本的な役割（図 10）

区分	主な役割
DMA T	病院支援（急性期医療支援）、医療搬送対応、現場緊急医療
JMA T	医療救護所支援、避難所巡回診療支援
日本赤十字社	医療救護所設置・運営、巡回診療、心のケア
DPA T	精神科病院の支援、心のケア（避難所巡回）
歯科医師チーム	歯科医療支援（避難所巡回）
薬剤師チーム	薬剤処方支援、薬剤供給調整（医療救護所、避難所）
災害支援ナース	看護業務支援（医療救護所、避難所）
JRA T	リハビリ支援（避難所）
心のケアチーム	メンタルヘルスケア
その他	系列病院の診療支援、避難所巡回診療支援 等

Ⅶ. 参考資料

1. 連絡先一覧

(1) 医師会

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
鹿 児 島 市 医 師 会	鹿児島市加治屋町 3-10	099-226-3737	099-225-6099
川 内 市 医 師 会	薩摩川内市大小路町 70-26	0996-23-4612	0996-20-2647
鹿 屋 市 医 師 会	鹿屋市西原三丁目 7-39	0994-43-4757	0994-44-3542
枕 崎 市 医 師 会	枕崎市寿町 102-1	0993-72-5059	0993-72-9223
いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町 38	0996-32-7955	0996-32-9334
伊 佐 市 医 師 会	伊佐市大口鳥巢 450	0995-22-0589	0995-22-6659
指 宿 医 師 会	指宿市山川新生町 35	0993-34-2820	0993-34-2822
南 薩 医 師 会	南さつま市加世田村原一丁目 3-13	0993-53-6062	0993-53-6060
日 置 市 医 師 会	日置市伊集院町妙円寺一丁目 72-10	099-273-6669	099-273-4140
薩 摩 郡 医 師 会	薩摩郡さつま町轟町 510(薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326	0996-52-1609
出 水 郡 医 師 会	出水市昭和町 18-18(合同庁舎 2 階)	0996-63-0646	0996-62-6336
始 良 地 区 医 師 会	霧島市隼人町内山田一丁目 6-62	0995-42-1205	0995-43-2044
曾 於 医 師 会	曾於市大隅町月野 894(曾於医師会立病院内)	099-482-4893	099-482-1045
肝 属 郡 医 師 会	肝属郡錦江町神川 135-3(肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	0994-22-3110
肝 属 東 部 医 師 会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	0994-65-0428
熊 毛 地 区 医 師 会	西之表市栄町 2(産業会館内)	0997-23-2548	0997-23-1031
大 島 郡 医 師 会	奄美市名瀬塩浜町 3-10	0997-52-0598	0997-54-0597
鹿児島大学医学部医師会	鹿児島市桜ヶ丘八丁目 35-1(鹿児島大学医学部・歯学部附属病院内)	099-275-6902	099-275-0039

(2) 鹿児島県

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
くらし保健福祉部保健医療福祉課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2734	099-286-5928
危機管理局災害対策課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2276	099-286-5519

(3) 保健所

名 称	所 在 地	電話番号
鹿 児 島 市 保 健 所	鹿児島市山下町 11-1	099-224-1111
指 宿 保 健 所	指宿市十二町 301	0993-23-3854
加 世 田 保 健 所	南さつま市加世田村原二丁目 1-1	0993-53-2315
伊 集 院 保 健 所	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332
川 薩 保 健 所	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3165
出 水 保 健 所	出水市昭和町 18-18	0996-62-1636

大口保健所	伊佐市大口里 53-1	0995-23-5103
始良保健所	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7951
志布志保健所	志布志市志布志町志布志 2-1-11	099-472-1021
鹿屋保健所	鹿屋市打馬 2-16-6	0994-52-2103
西之表保健所	西之表市西之表 7590	0997-22-0777
屋久島保健所	熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024
名瀬保健所	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411
徳之島保健所	大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149

(4) 市町村

名称	所在地	電話番号
鹿児島市	鹿児島市山下町 11-1	099-224-1111
鹿屋市	鹿屋市共栄町 20-1	0994-43-2111
枕崎市	枕崎市千代田町 27	0993-72-1111
阿久根市	阿久根市鶴見町 200	0996-73-1211
出水市	出水市緑町 1-3	0996-63-2111
指宿市	指宿市十町 2424	0993-22-2111
西之表市	西之表市西之表 7612	0997-22-1111
垂水市	垂水市上町 114	0994-32-1111
薩摩川内市	薩摩川内市神田町 3-22	0996-23-5111
日置市	日置市伊集院町郡 1-100	099-273-2111
曾於市	曾於市末吉町二之方 1980	0986-76-1111
霧島市	霧島市国分中央 3-45-1	0995-45-5111
いちき串木野市	いちき串木野市昭和通 133-1	0996-32-3111
南さつま市	南さつま市加世田川畑 2648	0993-53-2111
志布志市	志布志市有明町野井倉 1756	099-474-1111
奄美市	奄美市名瀬幸町 25-8	0997-52-1111
南九州市	南九州市知覧町郡 6204	0993-83-2511
伊佐市	伊佐市大口里 1888	0995-23-1311
始良市	始良市宮島町 25	0995-66-3111
三島村	鹿児島市名山町 12-18	099-222-3141
十島村	鹿児島市泉町 14-15	099-222-2101
さつま町	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-53-1111
長島町	出水郡長島町鷹巣 1875-1	0996-86-1111
湧水町	始良郡湧水町木場 222	0995-74-3111
大崎町	曾於郡大崎町假宿 1029	099-476-1111
東串良町	肝属郡東串良町川西 1543	0994-63-3131
錦江町	肝属郡錦江町城元 963	0994-22-0511

南大隅町	肝属郡南大隅町根占川北 226	0994-24-3111
肝付町	肝属郡肝付町新富 98	0994-65-2511
中種子町	熊毛郡中種子町野間 5186	0997-27-1111
南種子町	熊毛郡南種子町中之上 2793-1	0997-26-1111
屋久島町	熊毛郡屋久島町小瀬田 469-45	0997-43-5900
大和村	大島郡大和村大和浜 100	0997-57-2111
宇検村	大島郡宇検村湯湾字下朝戸 915	0997-67-2211
瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋字船津 23	0997-72-1111
龍郷町	大島郡龍郷町浦 110	0997-62-3111
喜界町	大島郡喜界町湾 1746	0997-65-1111
徳之島町	大島郡徳之島町亀津 7203	0997-82-1111
天城町	大島郡天城町大字平土野 2691-1	0997-85-3111
伊仙町	大島郡伊仙町伊仙 1842	0997-86-3111
和泊町	大島郡和泊町和泊 10	0997-92-1111
知名町	大島郡知名町知名 307	0997-93-3111
与論町	大島郡与論町茶花 32-1	0997-97-3111

(5) 警察

名称	所在地	電話番号
鹿児島県警察本部	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-206-0110
鹿児島中央警察署	鹿児島市新屋敷町 17-26	099-222-0110
鹿児島西警察署	鹿児島市城西 3-8-10	099-285-0110
鹿児島南警察署	鹿児島市東開町 1	099-269-0110
指宿警察署	指宿市西方 1602-1	0993-22-2110
南九州警察署	南九州市知覧町郡 4980-3	0993-83-1110
枕崎警察署	枕崎市中央町 189	0993-72-0110
南さつま警察署	南さつま市加世田地頭所町 1-2	0993-52-2110
日置警察署	日置市伊集院町徳重一丁目 11-1	099-273-0110
いちき串木野警察署	いちき串木野市東島平町 6227	0996-33-0110
薩摩川内警察署	薩摩川内市原田町 1-1	0996-20-0110
さつま警察署	薩摩郡さつま町轟町 22-2	0996-53-0110
阿久根警察署	阿久根市赤瀬川 3852-1	0996-73-0110
出水警察署	出水市中央町 925	0996-62-0110
伊佐警察署	伊佐市大口里 2786-1	0995-22-0110
横川警察署	霧島市横川町中ノ 1400-1	0995-72-0110
始良警察署	始良市東餅田 3885-1	0995-65-0110
霧島警察署	霧島市国分中央 3-44-22	0995-47-2110
曾於警察署	曾於市大隅町中之内 8951	099-482-0110

志布志警察署	志布志市志布志町志布志 3245	099-472-0110
肝付警察署	肝属郡肝付町新富 4934-1	0994-65-0110
鹿屋警察署	鹿屋市寿 3-8-30	0994-44-0110
錦江警察署	肝属郡錦江町馬場 438	0994-22-0110
種子島警察署	西之表市西之表 16381-9	0997-22-0110
屋久島警察署	熊毛郡屋久島町安房 304-42	0997-46-2110
奄美警察署	奄美市名瀬長浜町 5-2	0997-53-0110
瀬戸内警察署	大島郡瀬戸内町古仁屋 1283-155	0997-72-0110
徳之島警察署	大島郡徳之島町亀津 4946-1	0997-83-0110
沖永良部警察署	大島郡和泊町和泊 120	0997-92-0110

(6) 消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
鹿児島市消防局	鹿児島市山下町 15-1	099-222-0119
枕崎市消防本部	枕崎市立神本町 346	0993-72-0049
出水市消防本部	出水市緑町 50-2	0996-63-0119
垂水市消防本部	垂水市上町 112-2	0994-32-1019
薩摩川内市消防局	薩摩川内市中郷 5031-1	0996-22-0119
日置市消防本部	日置市伊集院町徳重 1-10-10	099-272-0119
霧島市消防局	霧島市国分中央三丁目 41-5	0995-64-0119
いちき串木野市消防本部	いちき串木野市昭和通 133-1	0996-32-0119
南さつま市消防本部	南さつま市加世田東本町 24	0993-53-5070
始良市消防本部	始良市加治木町木田 2040-1	0995-63-3287
さつま町消防本部	薩摩郡さつま町時吉 366	0996-52-0119
指宿南九州消防組合	指宿市十町 429	0993-22-5111
阿久根地区消防組合	阿久根市鶴見町 200	0996-72-0119
伊佐湧水消防組合	伊佐市大口目丸 132-1	0995-22-0119
大隅曾於地区消防組合	曾於市大隅町岩川 5950	099-482-0119
大隅肝属地区消防組合	鹿屋市新川町 800	0994-52-0119
沖永良部与論地区広域事務組合	大島郡知名町余多 1319	0997-93-0119
徳之島地区消防組合	大島郡徳之島町亀津 7203	0997-83-3160
熊毛地区消防組合	西之表市鴨女町 248	0997-23-0119
大島地区消防組合	奄美市名瀬小浜町 27-5	0997-52-0100

(7) ライフライン

名 称	所 在 地	電話番号
西日本電信電話 (株) 鹿児島支店	鹿児島市松原町 4-26	099-227-9689
九州電力 (株) 鹿児島支社	鹿児島市与次郎 2-6-16	099-285-5268

(8) 海上保安本部、自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
第十管区海上保安本部	鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2 地方合同庁舎	099-250-9800
陸上自衛隊第12 普通科連隊 (国分駐屯地)	霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350
海上自衛隊第1 航空群 (鹿屋自衛隊)	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111
陸上自衛隊第8 施設大隊 (川内駐屯地)	薩摩川内市冷水町 539-2	0996-20-3900

2. 共通状況図 (Common Operational Picture)

